

議案第 75 号

和解に係る損害賠償の額の決定について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 17 日 提出

橋本市長 木下 善之

記

相手方	_____ _____ _____ _____
損害賠償の額	58,810,000 円
事件の概要	市民病院において亡————氏の腰椎椎間板ヘルニア摘出手術を施行した際に、腹部大動脈を損傷し、和歌山県立医科大学附属病院に緊急搬送したが、出血性ショックにより死亡に至った。 本件について、医療事故事案として、遺族側から損害賠償を求められている。
和解内容	別紙
和解理由	双方代理人を立て交渉した結果、58,810,000 円の損害賠償金を支払うことで和解となった。

(別 紙)

・ 和解内容

- (1) 橋本市民病院と相手方は、本件紛争にかかる一切の解決金を合計 58,810,000 円とし、橋本市民病院は、相手方にこれを支払うことに合意する。
- (2) 相手方は、橋本市民病院へのその余の請求を放棄し、相手方(その他親族を含む。)及び橋本市民病院(担当医師を含めて本件医療に関与した全ての担当職員を含む。)は、前号の解決金が支払われたときは、本件に関する紛争が完全かつ終局的に解決されたこと及び本件に関し、前号以外に何ら債権債務関係がないことを相互に確認する。